

## 7103 別送品がある場合の税関への申告手続

「別送品」とは、引越荷物、旅先で不要になった身回品、土産品などを、携帯品として持ち帰るものとは別に渡航先から郵便や宅配便などを利用して送ったものです。

別送品として通関できるものは、原則として本人の帰国（入国）後、6ヶ月以内に通関できるものに限ります。

日本に住居を移すために帰国（入国）される方が、本人の帰国（入国）後に、これまでの居住国から引越荷物を発送される場合であっても、以下の手続きをすべて行うことを条件として、本人の帰国（入国）後6ヶ月以内に通関できるものであれば、別送品として通関できます。

なお、商業貨物や高額な物品等を別送品として本邦に送った場合には、一般の貿易貨物と同様の手続きが必要となる場合があります。

### 1. 外国から送る際の留意点

必ず品物の外装、税関告知書（郵便物）、送り状などに「別送品」と明確に表示してください。

自分自身を名宛人として下さい。

特に土産品店などに依頼して送る際は「別送品（Unaccompanied Baggage）」の表示を必ず行うように店員に指示して下さい。

### 2. 入国（帰国）の際の手続

「携帯品・別送品申告書」（[税関様式C第5360号](#)）を2通、税関に提出して下さい。

そのうち1通に税関が確認印を押してお返ししますので、大切に保管して下さい。入国後、別送品の申告を行うことや確認印を押した申告書を紛失された場合の再発行はできませんのでご注意ください。

#### （注意）

入国（帰国）後は別送品の申告はできません。別送品のある方は、入国（帰国）時に忘れずに申告して下さい。

なお、別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を紛失された場合は、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となりますのでご注意願います。

### 3. 宅配便などを利用した別送品の通関手続

以下の通関手続は、通関業の資格を有する業者が代行することもできます。特に、別送品の運送を依頼した業者が通関手続を代行する場合は、入国（帰国）後、通関手続の前に、当該業者の日本代理店等に対して入国時に税関の確認を受けた「携帯品・別送品申告書」

を提出し、別送品としての通関手続を行うよう依頼する必要があります。

- (1) 航空会社、船会社、運送業者などから荷物の「到着通知」があります。
- (2) 通知のあった航空会社等の窓口で輸送関係書類（デリバリーオーダー等）を受け取って下さい。
- (3) 税関の別送品通關担当部門で、別送品の輸入申告を行って下さい。申告に必要なものは次のとおりです。
  - イ 「携帯品・別送品申告書」（入国の際、税関の確認を受けたもの）
  - ロ 「輸送関係書類」（上記(2)の書類）
  - ハ 「内容品明細書」「パスポート」「領収書」
- (4) 荷物を倉庫（保税蔵置場）から税関検査場まで移動し、税関検査を受けます。  
動植物検疫の必要なものは、各税関の最寄りの動植物検疫所などで検査を受けることになります。
- (5) 課税扱いとなった場合は、税金を納付して下さい。

以上で通關が終了し、荷物を受け取ることができます。

#### 4. 国際郵便を利用した別送品の通關手続

別送品が郵便により国内に到着すると、税関の外郵出張所から郵便物の名宛人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」という葉書が送られてきますので、入国の際に税関に申告して確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を、葉書を差し出した税関外郵出張所に郵送するか、又は直接窓口に提出して下さい。

なお、郵便で到着した別送品の外装などに「別送品」の表示がない場合は、課税の対象品として取扱われ「国際郵便物課税通知書」が送付されることがあります、税金を納付する前に課税通知書を差し出した税関外郵出張所に、免税扱いとなるかどうかお問い合わせ下さい。税金を納付した後では免税を受けられないことがあります。

誤って税金を納付してしまった場合には、税関外郵出張所にご相談下さい。

（関税法第6条の2、第8条、第67条、関税定率法施行令第14条、関税法基本通達67-4-10）